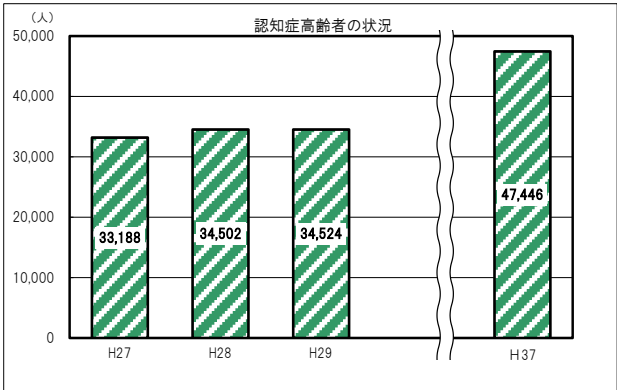


第7期福岡市介護保険事業計画(案)の修正等

修正前（計画案）	修正後（答申案）
<p>直近の状況等を踏まえ推計値の見直し</p> <p>P9, P55</p> <p>（人口推計の補正）</p> <p>平成 29 年度 9 月末現在の住民基本台帳を基準に平成 29 年度以降の人口推計を補正</p>	<p>P9, P55</p> <p>下線部修正及びグラフ「高齢者数及び高齢化率の推移」を差換え</p>
<p>直近の状況等を踏まえ推計値の見直し</p> <p>P11, P55</p> <p>（要介護認定者数の推計の補正）</p> <p>人口推計の補正や直近の認定状況を踏まえ、平成 29 年度以降の認定者数の推計を補正</p>	<p>P11, P55</p> <p>表「要介護認定者の推移」の下線部及び、グラフ「要介護認定者数及び認定者の推移」を差換え</p>
<p>市民意見等を踏まえ追加</p>	<p>P12</p> <p>「認知症高齢者数の推移」を追加</p> <p><u>認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上高齢者数）は、毎年増加を続けており、平成37年度には、平成29年度と比較して、約1.4倍になると見込まれています。</u></p>  <p>※ 値は3月末、H29は9月末現在の実数。 ※ H37は推計値。 ※ 福岡市の要介護認定者に占める認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者の割合を、要介護認定者の推計に乗じて算出。</p>
<p>直近の状況等を踏まえ推計値の見直し</p> <p>P17～P18</p> <p>介護給付，予防給付，保険給付費の平成 29 年度の見込み数を補正</p>	<p>P17～P18</p> <p>下線部修正</p>
<p>その他，文言の修正・追加</p> <p>P23</p> <p>（合計所得金額を年金収入等に修正）</p> <p>2割負担者のうち，特に所得の高い層（合計所得金額 3 4 0 万円以上，夫婦世帯の場合 4 6 3 万円以上）…</p>	<p>P23</p> <p>2割負担者のうち，特に所得の高い層（年金収入等 3 4 0 万円以上，夫婦世帯の場合 4 6 3 万円以上）…</p>

<p>直近の状況等を踏まえ推計値の見直し</p> <p>P29～P30</p> <p>(日常生活圏域ごとの概況を平成29年9月末現在の数値に更新)</p>	<p>P29～P30</p> <p>全部差替え</p>
<p>市民意見等を踏まえ修正</p> <p>P34～P35</p> <p>(4) 認知症施策の推進</p> <p>現状と課題</p> <p>(略)</p> <p><u>福岡市における要介護認定者のうち約5割の高齢者が認知症を有しており、高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加すると予測されています。</u></p> <p><u>福岡市では、新オレンジプランに基づき、医療や介護、地域づくり等の視点から、総合的に以下のような取組みを進めています。</u></p> <p>(略)</p>	<p>P34～P35</p> <p>(4) 認知症施策の推進</p> <p>現状と課題</p> <p>(略)</p> <p><u>福岡市における要介護認定者のうち約5割の高齢者が認知症を有しています。</u></p> <p><u>福岡市では、新オレンジプランに基づき、医療や介護、地域づくり等の視点から、以下のような取組みを進めています。</u></p> <p>(略)</p> <p>(⑤以降)</p> <p><u>高齢者数の増加に伴い、今後ますます増加すると見込まれる認知症高齢者等については、本人に対する支援と介護をする人の負担軽減をより一層進める必要があります。また、福岡市においては、高齢者に占める単身世帯の割合も増加傾向にあり、認知症になった場合、地域の見守りや成年後見制度の活用など、サポート体制を拡充する必要があります。</u></p> <p><u>そのため、認知症高齢者等にやさしい地域づくりをより一層推進していく必要があります。</u></p>
<p>市民意見等を踏まえ修正</p> <p>P35</p> <p>(4) 認知症施策の推進</p> <p>現状と課題 ⑤</p> <p>認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や地域包括支援センター、介護保険事業者や、認知症の人と家族の会等関係団体と連携を図り、認知症の人に対する地域の支援体制の強化を図っています。</p>	<p>P35</p> <p>(4) 認知症施策の推進</p> <p>現状と課題 ⑤</p> <p>認知症地域支援推進員を<u>保健福祉局</u>に配置し、医療機関や地域包括支援センター、介護保険事業者や、認知症の人と家族の会等<u>の</u>関係団体と連携を図り、認知症の<u>理解を深めるための研修会や事例検討会等を実施して</u>います。また、<u>ネットワークづくりに努め、認知症の人に対する地域の支援体制の強化を</u>図っています。</p>

市民意見等を踏まえ修正

P35

(4) 認知症施策の推進

施策の方向性と展開

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進するため、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、新オレンジプランに基づき施策を総合的に推進していきます。

認知症サポーターについては、引き続き養成を行い、…

(略)

これらの施策により、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく支援できる体制づくりと、認知症の人を介護する人の生活と介護の両立を支援する取組みを推進していきます。

P35

(4) 認知症施策の推進

施策の方向性と展開

(削除して整理)

認知症サポーターについては、引き続き養成を行い、…

(略)

また、認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を支援するため、成年後見制度の相談から利用に至るまでの手続きが円滑に行われるよう、総合的な相談支援体制の検討を進めます。

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進するため、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしくいきいきと暮らし続けることができ、その介護をする人が安心して生活できるような社会の実現に向けた取組みを総合的に推進していきます。

市民意見等を踏まえ修正

P37

(6) 介護人材の確保及び資質の向上

施策の方向性と展開

介護人材のすそ野の拡大、介護現場の労働環境・処遇の改善に向け、国や県と連携し、介護の仕事の魅力の向上、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等といった取組みを進め、介護人材の確保を図るとともに、介護事業所に対して介護報酬の処遇改善加算を積極的に活用するよう働きかけていきます。

P37

(6) 介護人材の確保及び資質の向上

施策の方向性と展開

介護人材のすそ野の拡大、介護現場の労働環境・処遇の改善に向け、国や県と連携し、介護の仕事の魅力の向上、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等といった取組みを進めるとともに、合同就職面談会や就労支援・定着支援研修などの福岡市独自の取組みを進めることで、介護人材の確保を図ります。また、介護事業所に対して介護報酬の処遇改善加算を積極的に活用するよう働きかけていきます。

市民意見等を踏まえ修正

P45

(13) 多様な主体による多様なサービスの充実

施策の方向性と展開

平成29年度より、新たに専門職以外が提供する生活支援型の訪問・通所サービスを設けています。

P45, 63, 69

総合事業

P45

(13) 多様な主体による多様なサービスの充実

施策の方向性と展開

平成29年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業において、新たに専門職以外が提供する生活支援型の訪問・通所サービスを設けています。

P45, 63, 69

介護予防・日常生活支援総合事業

具体的な内容の追加

P46～P48

(14) 介護給付適正化に向けた取組みの推進

施策の方向性と展開

① 要介護認定の適正化

認定調査を委託する場合には、職員が内容を点検し、必要に応じて指導を行うとともに、定期的に直営調査の対象とし、要介護認定の適正な調査を確保します。

(略)

② ケアプランの点検

居宅介護支援事業所への実地指導の際に、居宅サービス計画等を確認し、適正なケアマネジメントが行われているか点検を行い、ケアマネジメントの適正化を進めていきます。

P46～P48

(14) 介護給付適正化に向けた取組みの推進

施策の方向性と展開

① 要介護認定の適正化

認定調査を委託する場合には、職員が内容を全点検し、調査内容に不備が見られる場合は調査員へ指導を行うとともに、定期的に認定調査員向け勉強会を実施し、要介護認定の適正な調査を確保します。

(略)

さらに、介護認定審査会委員の一層の資質向上のため、介護認定審査会の実施状況について、運営協議会等で情報共有を行うとともに、新任委員の初任者研修や継続委員の現任者研修への参加を促すなど、引き続き、適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を図ります。

② ケアマネジメントの適正化

介護支援専門員が利用者の身体状況や生活環境等にあわせて、過不足のない、効果的かつ効率的な介護サービスのプランニング（計画作成）ができるよう支援するため、介護支援専門員が作成したアセスメント（利用者が抱える問題点等の把握）や居宅サービス計画等を介護支援専門員とともに検証・確認します。また、研修等を通じて、介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図ります。

<p>③ <u>住宅改修等の点検</u> 住宅改修を行った利用者の自宅を訪問調査し、利用者の状態確認及び施工状況の確認を行うことで、不正の発見や、給付の適正化につなげていきます。</p> <p>④ <u>縦覧点検・医療情報との突合</u> 福岡県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムから提供される情報を活用し、請求情報の縦覧点検や介護と医療情報との突合による請求実績の確認を行い、給付の適正化につなげていきます。</p> <p>⑤ <u>介護給付費通知</u> 現物給付のサービス利用者に、毎年1回、保険給付の状況を送付し、不正請求がないか利用票や領収書と照らしあわせて確認を促すことにより、利用していないサービスに対する不正の発見や、給付の適正化につなげていきます。</p>	<p>また、住宅改修や福祉用具の購入を行った利用者の自宅を訪問調査し、利用者の状態確認及び施工状況の確認等を行うほか、不必要な福祉用具の貸与について点検を実施することで、不正の発見や、給付の適正化につなげていきます。</p> <p>さらに、介護支援専門員への支援技術の向上を目的とした研修の実施や主任介護支援専門連絡会の開催、各区介護支援専門委員会で実施される勉強会を支援するなど、介護支援専門員の資質の向上が図られるよう支援を行います。</p> <p>③ <u>サービス提供及び介護報酬請求の適正化</u> 介護サービス事業者に対する、指導監査・集団指導の実施、及び、福岡県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムから提供される情報を活用し、請求情報の縦覧点検や介護と医療情報との突合による請求実績の確認を行い、給付の適正化につなげていきます。</p> <p>④ <u>適切なサービス利用に向けた支援</u> 現物給付のサービス利用者に、毎年1回、保険給付等の状況を送付し、不正請求がないか利用票や領収書と照らしあわせて確認を促すことにより、利用していないサービスに対する不正の発見や、給付の適正化につなげていきます。</p> <p>また、介護保険制度等に関する情報提供を行い、適切なサービスの利用に向けた支援を行います。</p>
<p>(15) (略)</p> <p>(16) その他、介護保険事業の円滑な運営 ① 公正な要介護認定の取組み ウ 介護認定審査会 介護認定審査会については、これを構成する保健・医療・福祉関係の専門家について、適切な人材の確保に努めます。</p> <p>また、公正な要介護認定を確保するため、審査会委員に対する研修、各区の運営協議会及び市の連絡協議会において、審査判定に係る水準の均一化及び適正化を図るための手法の検討等を行い、適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を図ります。</p>	<p>(15) (略)</p> <p>(16) その他、介護保険事業の円滑な運営 ① 公正な要介護認定の取組み ウ 介護認定審査会 介護認定審査会については、これを構成する保健・医療・福祉関係の専門家について、適切な人材の確保に努めるとともに、審査会委員に対する研修等を実施し、適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を図ります。</p>

<p>直近の状況等を踏まえ推計値の見直し</p> <p>P51 （離島の現況を平成 29 年 9 月末現在に更新）</p>	<p>P51 下線部を修正</p>
<p>具体的な内容の追加</p>	<p>P52 「自立支援・重度化防止に向けた取組みの目標」「介護給付適正化に向けた取組みの目標」を追加</p>
<p>直近の状況等を踏まえ推計値の見直し</p> <p>P56 （要介護認定者数の推計の補正等による介護サービスの必要量の補正）</p>	<p>P56 全部差替え</p>
<p>直近の状況等を踏まえ推計値の見直し</p> <p>P59 （地域支援事業の必要見込量の補正）</p>	<p>P59 全部差替え</p>
<p>直近の状況等を踏まえ推計値の見直し</p> <p>P63 （要介護認定者数の推計の補正等による、第 7 期計画期間における保険給付費等の見込みの補正）</p>	<p>P63 下線部を修正</p>
<p>その他、文言の修正・追加</p> <p>P64 （４）介護給付費準備基金の活用 （略）福岡市に設置している介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当します。</p>	<p>P64 （４）介護給付費準備基金の活用 （略）福岡市に設置している介護給付費準備基金を 22 億円（第 6 期計画までの保険料剰余分） 取り崩し、保険料上昇抑制のために充当します。</p>
<p>その他、文言の修正・追加 （用語解説の追記）</p>	<p>P70 用語：課税年金収入額 説明：老齡（退職）金等、市民税の課税対象となる年金の金額（障害・遺族・老齡福祉年金等の非課税年金の金額は含まない）。</p>

その他，文言の修正・追加

P71

(用語解説の修正)

用語：合計所得金額

説明：前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入（数種類の所得がある場合にはすべての合計）から必要経費を差し引いたもの。

P71

用語：合計所得金額

説明：前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入（数種類の所得がある場合にはすべての合計）から必要経費を差し引いたもの。介護保険料段階を判定する際は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額、公的年金に係る雑所得（所得段階区分が第1～5段階の人のみ）がある場合はその控除した額を使用する。